

琵琶湖・淀川流域圏再生有識者委員会 規約

(名称)

第1条 本会は「琵琶湖・淀川流域圏再生有識者委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」(以下「再生計画」という。)に基づき、「琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会」(以下「協議会」という。)が実施した事業の実施内容及び評価等について助言することにより再生計画の実効をあげることを目的とする。

(委員会)

- 第3条 委員会は別表に掲げる委員で構成し、委員は協議会会長が委嘱する。
- 2 委員会には委員長及び副委員長を置く。
 - 3 委員長は、委員の互選により定める。
 - 4 委員長は会務を総括し、その会議の議長となり、委員会を代表する。
 - 5 副委員長は委員長が指名する。
 - 6 委員長に事故がある時は、副委員長がその職務を代理する。
 - 7 委員及び委員長・副委員長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 8 委員長は必要があるときは別表に掲げる者以外の参加を委員会に求めることができる。

(委員会の開催)

- 第4条 委員会は次の場合に開催するものとする。
- 一 協議会が年次報告会を実施する場合
 - 二 協議会が実施する事業に関して助言の要請を受けた場合
 - 三 その他、委員長が必要と認める場合

(事務局)

- 第5条 委員会の事務を処理するため事務局を置く。
- 2 事務局は国土交通省近畿地方整備局企画部広域計画課に置く。

(雑則)

第6条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附則

本規約は平成18年 6月 18日より施行する。